

新城市制20周年記念協賛事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市制20周年を共に祝い、盛り上げるために実施する事業（以下「協賛事業」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 協賛事業の対象となる事業は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 官公庁又はこれに準ずる団体が実施するもの。
- (2) 市内に活動拠点を有する個人、団体又は企業が実施するもの。
- (3) 新城市行事等の共催又は後援に関する事務処理規程（平成18年新城市訓令第13号）又は新城市教育員会行事等の共催又は後援に関する要綱の規定による共催又は後援の承認を受けたもの。
- (4) その他市長が適当と認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、協賛事業の対象としないものとする。

- (1) 営利事業又は営利を主たる目的とするもの
- (2) 政治的又は宗教的中立性を侵すおそれのあるもの
- (3) 実施計画等が不十分で協賛事業実施の確実性に疑義のあるもの
- (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 暴力団等反社会的な団体と関係のあるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 同人的活動で社会性の乏しいもの
- (7) 市の名誉を毀損し、又は信用を失墜するおそれのあるもの
- (8) その他対象とすることが不適当と認められるもの

(協賛事業への支援内容)

第3条 この要綱による承認を受けた者（以下「協賛事業実施者」という。）は、次に掲げる支援を受けることができる。

- (1) 市制20周年キャッチフレーズの使用
- (2) 市制20周年ロゴマークの使用
- (3) 市ホームページ等による事業の周知

(使用期間)

第4条 前条第1号及び第2号に掲げるキャッチフレーズ及びロゴマーク（以下「キャッチフレーズ等」という。）を使用することができる期間は、令和8年3月31日までとする。

(協賛事業の申請)

第5条 協賛事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、協賛事業の実施日前（事業等の実施に際し、キャッチフレーズ等の使用を予定する場合にあっては公表日前）14日前までに新城市制20周年記念協賛事業承認申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の主体及び内容のわかる書類
- (2) 事業の収支予算書
- (3) キャッチフレーズ等の使用状況がわかる書類

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号の規定に該当する事業は、前項第1号及び第2号の書類の提出を省略することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、参加費及び入場料等を徴収しない事業は、同項第2号の書類の提出を省略することができる。

(協賛事業の承認)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、協賛事業として承認又は不承認を決定した場合は、新城市制20周年記念協賛事業承認（不承認）決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する通知には、次の条件を付するものとする。

(1) 協賛事業のチラシ等広告媒体には、次のいずれかを明記すること。

- (ア) 新城市制20周年
- (イ) 新城市制20周年記念
- (ウ) 新城市制20周年事業
- (エ) 新城市制20周年記念事業

(2) 協賛事業が終了したときは、実施内容を市長に報告すること。

(実績の報告)

第7条 協賛事業実施者は、事業が終了した日から30日以内に新城市協賛事業実施報告書（様式第2）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業内容のわかる書類
- (2) 事業等の収支決算書
- (3) キャッチフレーズ等の使用状況がわかる書類

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号の規定に該当する事業は、前項第1号及び第2号の書類の提出を省略することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、参加費及び入場料等を徴収しない事業は、同項第2号の書類の提出を省略することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャッチフレーズ等を使用する協賛事業実施者は、第6条第1項の規定による承認を受けた協賛事業のみにキャッチフレーズ等を使用しなければならない。

2 ロゴマークを使用する協賛事業実施者は、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) オリジナルデザインを変更しないこと。
- (2) オリジナルカラー又はモノクロで使用する。
- (3) 縦横の比率を変更しないこと。
- (4) 意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標の登録その他知的財産に関する権利の設定又は登録を行わないこと。

(承認の取消し等)

第9条 市長は、協賛事業実施者が前条に規定する遵守事項に違反したとき又はキャッチフレーズ等の使用が適切でないと認めるときは、キャッチフレーズ等の使用の差止め、是正等の必要な措置を求めることができる。

2 市長は、協賛事業実施者が前項の必要な措置に従わない場合は、協賛事業の承認を取り消すものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協賛事業の承認に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月16日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。